

1. 相談種別と内容

児童相談所では、18歳未満の児童に関するさまざまな問題について、家庭や学校をはじめ、地域住民からの連絡、保健福祉部や警察、家庭裁判所からの通告・送致を受け、相談援助活動を行っている。

相談種別については、養育困難な児童に関する養護相談、虚弱児等に関する保健相談、発達障がい・知的障がい等に関する障がい相談、盗み・家出等に関する非行相談、不登校等の育成相談の5つに大きく分類しており、さらに以下のように細分化している。

(1) 相談種別

種 別	内 容	
養護相談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を停止・喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健相談		未熟児、虚弱児、内部機能障がい、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談
	言語発達障がい等相談	構音障がい、きつ音、失語等音声や言語の機能障がいのある児童、言語発達遅滞等を有する児童等に関する相談 (言葉の遅れの原因が知的障がい、発達障がい、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに分類する。)
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児に関する相談
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談
	発達障がい相談	発達障がい児に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童又は触法行為があつたと思料されても警察署から児童福祉法(以下、「法」と記載する。)第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があつたとして警察署から法第25条による通告のあつた児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあつた児童に関する相談 (受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。)

II 相談業務

種 別	内 容
育成相談	性格行動相談 児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん默、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校相談 学校、幼稚園及び保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談 (非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。)
	適性相談 進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談 家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

（2）相 談 細 目

相談種別	細 目	内 容
養 護	父家出	父の家出により、養護事情が生じたもの
	母家出	母の家出により、養護事情が生じたもの
	離婚	父母離婚により、養護事情が生じたもの
	死亡	保護者の死亡により、養護事情が生じたもの
	父母傷病	父母の傷病により、養護事情が生じたもの
	家族傷病	家族の傷病で保護者がその看護（入院付添い等）にあるため養護事情が生じたもの
	受刑・こう留	保護者の受刑服役又はこう留により、養護事情が生じたもの
	心身障がい	保護者が身体障がい、知的障がい又は精神疾患のため養護事情が生じたもの
	就労	保護者の就労により、養護事情が生じたもの
	家庭不和	家族間の葛藤が主因で養護事情が生じたもの
	置き去り	保護者が子を病院、親族、知人宅、保育所等に預けたまま行方をくらまし、要保護性が生じたもの
	棄児	棄児として発見、保護されたもの
	虐待	保護者から身体的暴行、わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせられたと認められるもの、ないしは著しい心理的外傷が与えられたと認められたもの、著しい放任・非教育的養育環境が認められたもの
	養育拒否	保護者の養育拒否感情が基底に有り、養育困難としているもの
	監護不適当	保護者等の責任能力、性格上の問題等で養育が適当でないもの
	迷児	迷児として保護されたもの
	未婚の母	未婚の母が出産した児童の養育に関する相談

II 相談業務

相談種別	細 目	内 容
養 護	出産	母の出産という事情の発生により、養護事情が生じたもの
	養子縁組	児童の養子縁組に関するもの（家庭裁判所からの調査嘱託を含む。ただし里親申出等は含まない。）
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外の児童の養育に関する相談
保 健		虚弱児、肥満又は疾患有する児童についての相談
肢体 不自由	施設対象	医療型障害児入所施設入所対象のもの（入所又は待機を含む）
	本入院	医療型障害児入所施設に本入院となるもの（待機を含む）
	親子入院	医療型障害児入所施設に親子入院となるもの（〃）
	援護	満15歳以上（中学生を除く）で成人施設活用が適当と認められ、保健福祉部に通知又は通報とするもの
	入所中経過	施設入所中の再判定
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育園申請等の判定
	障がい サービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	その他	上記以外の肢体不自由相談
視聴覚 障がい	視覚障がい	盲、弱視、色盲など視覚障がいに関する相談
	聴覚障がい	ろう、難聴など聴覚障がいに関する相談
言語発達障 がい等	入所中経過	施設入所中の再判定
	言語障がい	啞、吃音、構音障がい、失語等言語障がいに関する相談
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育園申請等の判定
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外の言語発達障がい等相談
重症心身 障がい	施設対象	重症心身障害児施設入所対象のもの（入所又は待機を含む）
	本入院	本入院となるもの（〃）
	親子入院	親子入院となるもの（〃）
	訪問	重症心身障がい訪問対象（訪問実施、訪問待機を含む）
	入所中経過	施設入所中の再判定
	援護	障害福祉サービス利用が適当と認められ、保健福祉部に通知するもの
	障がい サービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育園申請等の判定
	その他	上記以外の重症心身障がい相談

II 相談業務

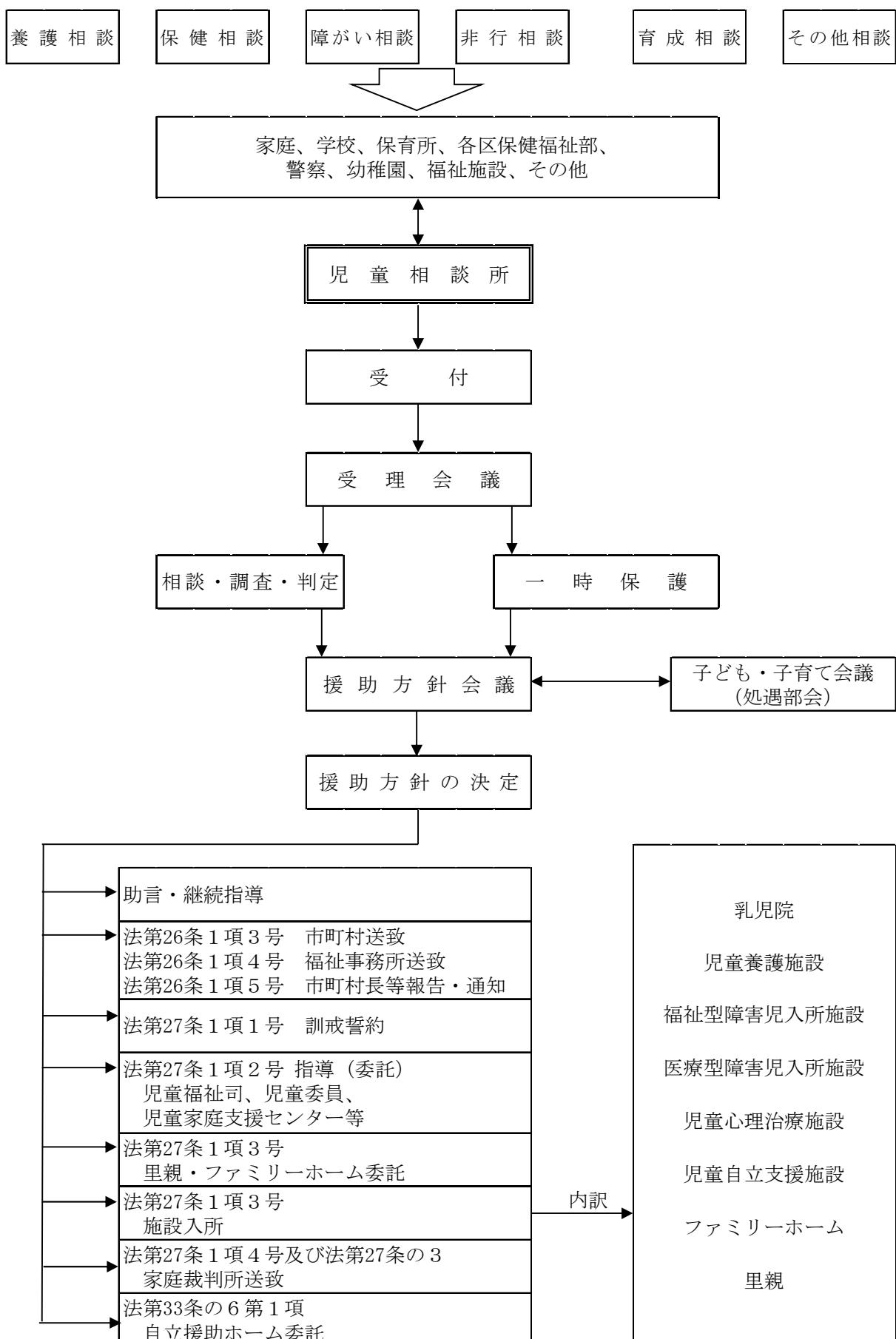
相談種別	細目	内容
知的障がい	施設対象	障害児入所施設（北海道立子ども総合医療・療育センター親子入院除く）入所に関する相談
	発達	発達に関する相談
	援護	満15歳以上（中学生を除く）で成人施設活用が適当と認められ、保健福祉部に通知又は通報とするもの
	障がいサービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	手帳・諸手当	療育手帳、特別児童扶養手当、福祉手当、幼稚園・障がい児保育園等の申請にかかる判定を求めるもの
	親子入院	親子入院となるもの（入所又は待機を含む）
	入所中経過	施設入所中の再判定
発達障がい	その他	上記以外の知的障がい相談
	施設対象	障害児入所施設入所に関する相談
	発達	発達に関する相談
	援護	満15歳以上（中学生を除く）で成人施設活用が適当と認められ、保健福祉部に通知又は通報とするもの
	障がいサービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育申請等の判定
	入所中経過	施設入所中の再判定
ぐ犯行為等	その他	その他の発達障がい相談
	持出	自宅からの金品持ち出しに関する相談
	家出・無外・浮浪	家出、無断外出、外泊、浮浪徘徊に関する相談
	乱暴・反抗	乱暴な行為、保護者や教師への不服従、反抗に関する相談
	性的問題	不純異性交遊、性的悪戯等、性的な問題行為に関する相談
	放火・ろう火・失火	放火・ろう火・失火に関する相談
	薬物乱用	シンナー吸引、睡眠薬等の乱用に関する相談
触法行為等	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	その他触法行為には至らない不良な素行に関する相談
	窃盗	窃盗に関する相談
	放火・ろう火・失火	放火、ろう火、失火に関する相談
薬物乱用	覚醒剤、違法薬物等の乱用に関する相談	
	性的問題	卑猥行為、強制性交等、性的な問題行為に関する相談

II 相談業務

相談種別	細　目	内　容
触法行為等	凶暴・傷害・恐喝	他者への暴行、傷害、恐喝に関する相談
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外の触法行為に関する相談
性格行動	精神身体的問題	頭痛、腹痛、チック、脱毛、遺尿、夜尿等、身体症状として現れるもの
	行動上の問題	非行に付随しない家庭内暴力、習癖（身体を習慣的にいじる抜毛、緘黙、爪かみ、かんしゃく等行動上に現われるもの）
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外で児童の人格の発達上問題となる性格に関する相談
不登校	不登校	不登校及び登園拒否（幼児）の原因が、自我形成の未熟などで神経症状を呈し、心因性と考えられるもの
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	低劣な養育環境又は、教育環境に起因して不登校が習慣化していると考えられるもの
適性	適性	進路選択等、進路適性に関する相談（障がいにかかるものは除く）
	その他	上記以外で主として心理検査を要望する相談
育児・しつけ	育児	育児に関する諸問題の相談
	その他	上記以外のしつけ相談
その他	友人関係	交友関係、友達との間のトラブル等に関するもの
	学習関係	宿題、勉強、成績等に関するもの（就学・適性に関するものは除く）
	家族関係	親子関係、同胞関係に関するもの
	学校関係	先生との関係、部活・校則、体罰等学校全般に関するもの
	男女交際	異性との付き合い、恋愛等に関するもの
	性・身体	性（身体）的関心、興味に関するもの（保健相談に関するものは除く）
	その他	上記相談種別のいずれにも該当しない相談

II 相談業務

2. 相談の流れと関係機関



3. 相談受理の状況

(1) 相談種別受理状況

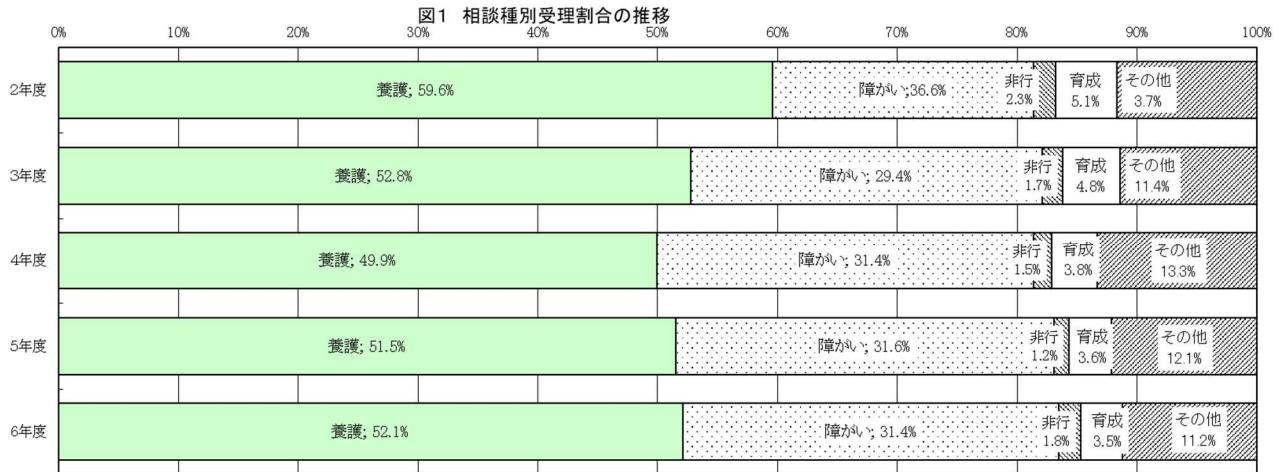
表1は、過去5年間の相談種別受理件数を表したものである。

令和6年度の受理状況の内訳としては、「養護相談」が4,476件(52.1%)と最も多く、次に「障がい相談」2,704件(31.4%)、「育成相談」301件(3.5%)、「非行相談」が155件(1.8%)と続いている。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で療育手帳の更新手続きが1年間延長可能となったため、例年に比べて知的障がい相談が減少している。また、令和4年度以降は、当該年度中の取り扱い開始及び支援内容の変更分のみ計上しており、前年度以前からの継続支援ケースは計上していない。

表1 相談種別受理件数(推移) (単位:件)

種別 年度	養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談 (再 掲)	保 健 相 談	障がい相談							非行相談			育成相談				その 他の 相 談	合 計	
				肢 体 不 自 由 相 談	視 聽 覚 障 害 が い 等 相 談	言 語 発 達 障 害 が い 等 相 談	重 症 心 身 障 害 が い 等 相 談	知 的 障 害 が い 等 相 談	発 達 障 害 が い 等 相 談	小 計	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ しつ け 相 談	小 計		
2年度	5,038	2,562	1	245	1	10	36	1,179	375	1,846	116	36	152	378	36	0	18	432	987	8,456
3年度	4,580	2,402	0	225	0	7	34	1,786	494	2,546	91	54	145	357	41	1	14	413	988	8,672
4年度	4,168	2,229	1	287	0	2	31	1,815	486	2,621	79	47	126	271	36	1	10	318	1,113	8,347
5年度	4,407	2,627	0	268	0	0	34	2,028	377	2,707	62	43	105	274	22	0	11	307	1,033	8,559
6年度	4,476	2,470	1	257	0	3	36	1,923	485	2,704	88	69	155	268	24	0	9	301	986	8,603



※端数処理をしているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

II 相談業務

(2) 年齢別受理状況

年齢別受理件数を見ると、近年は児童の面前DVによる警察からの通告数が増加し、乳幼児から小学生まで低年齢層の占める割合が多い。

図2 年齢別受理の状況

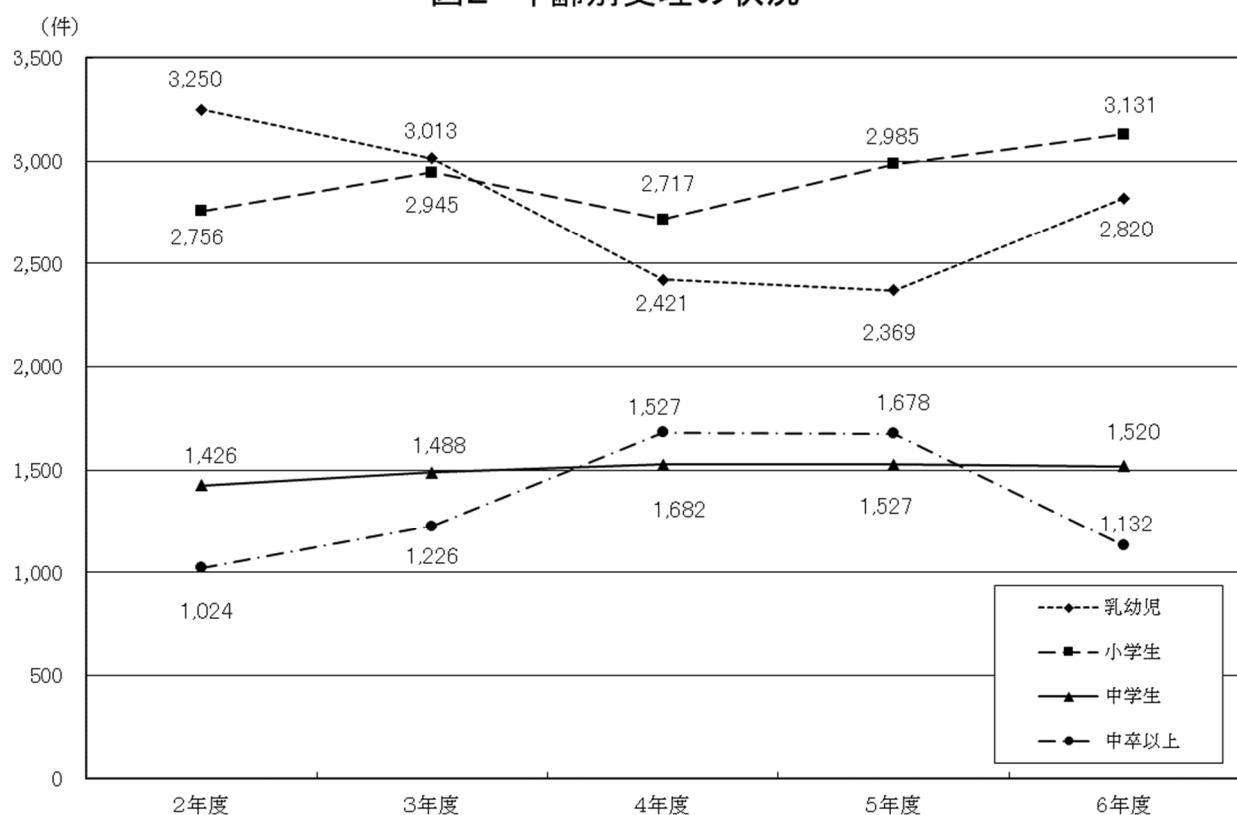


表2年齢別受理件数(推移)

区分 年度	0～5歳			6～11歳			12～14歳			15歳以上			計		
	乳幼児			小学生			中学生			中卒以上					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
2年度	1,871	1,379	3,250	1,569	1,187	2,756	832	594	1,426	499	525	1,024	4,771	3,685	8,456
3年度	1,722	1,291	3,013	1,712	1,233	2,945	862	626	1,488	642	584	1,226	4,938	3,734	8,672
4年度	1,338	1,083	2,421	1,585	1,132	2,717	901	626	1,527	894	788	1,682	4,718	3,629	8,347
5年度	1,353	1,016	2,369	1,809	1,176	2,985	883	644	1,527	901	777	1,678	4,946	3,613	8,559
6年度	1,645	1,175	2,820	1,848	1,283	3,131	812	708	1,520	581	551	1,132	4,886	3,717	8,603

(3) 区別相談受理の概況

令和5年度と6年度の比較では豊平区の受理件数の伸びが最も大きく、次いで北区、中央区の順となっている。

(件)

図3 区別相談受理の状況

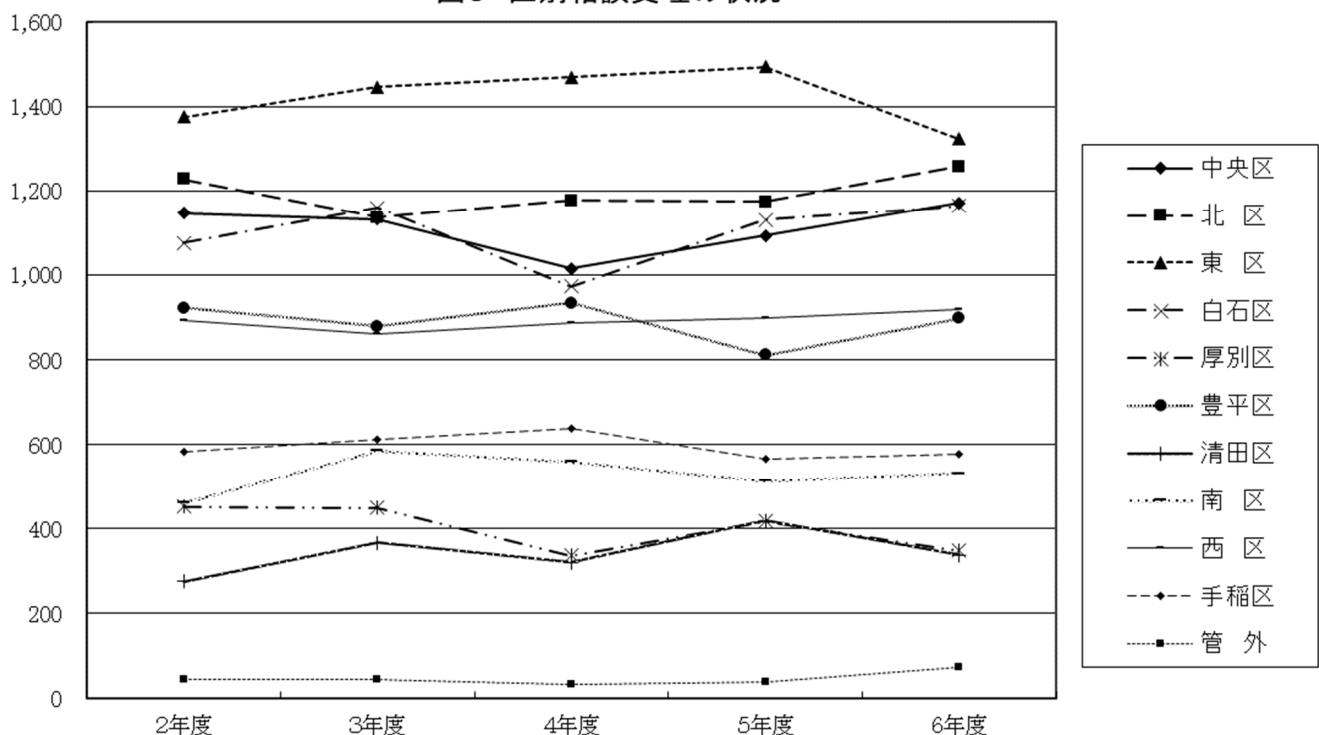


表3 区別相談受理件数(推移)

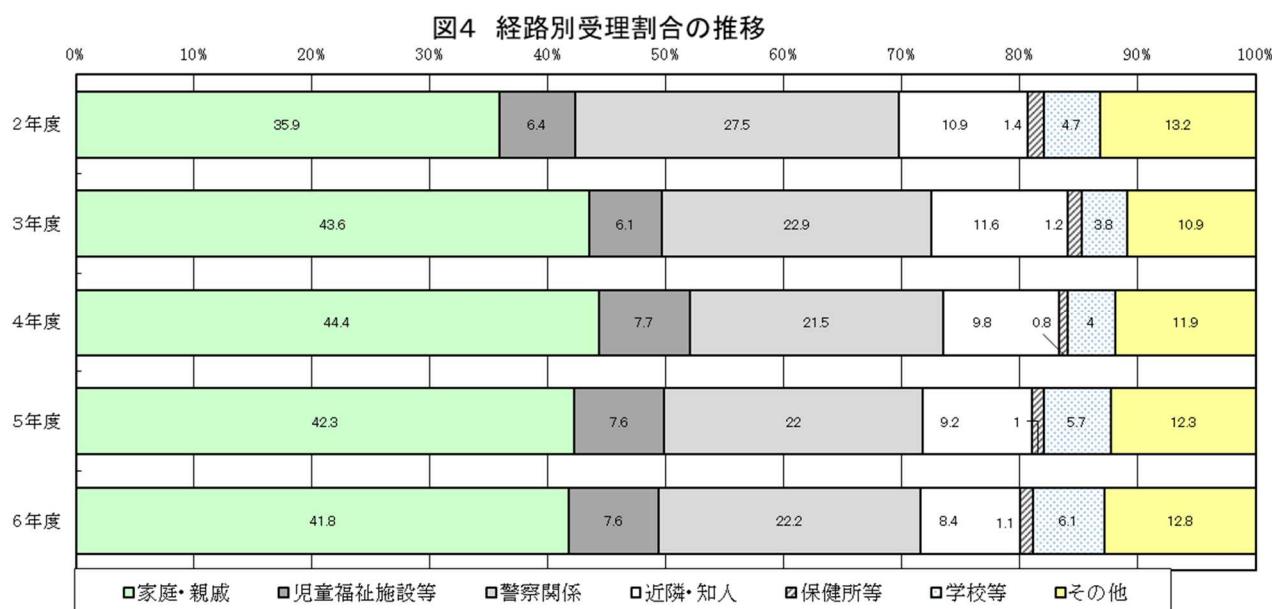
(単位:件)

年 度	中 央 区	北 区	東 区	白 石 区	厚 別 区	豊 平 区	清 田 区	南 区	西 区	手 稲 区	管 外 等	計	(再掲) 新規受理
2020	1,147	1,228	1,375	1,076	452	923	275	461	892	582	45	8,456	3,584
2021	1,133	1,137	1,446	1,160	449	879	367	585	860	612	44	8,672	3,128
2022	1,016	1,177	1,470	973	337	934	321	560	888	637	34	8,347	3,097
2023	1,093	1,175	1,495	1,131	418	811	419	513	900	566	38	8,559	3,211
2024	1,171	1,259	1,323	1,164	348	898	338	532	918	577	75	8,603	3,274

II 相談業務

(4) 経路別受理状況

相談経路別では、「家庭・親戚・保護者」からの相談が3,598件(41.8%)と最も多い。次いで「警察等」1,906件(22.2%)、「近隣・知人」723件(8.4%)、「児童福祉施設・指定医療機関等」651件(7.6%)の順となっている(その他等を除く)。



※端数処理をしているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

表4 経路別受理件数(推移) (単位:件)

経路別 年度	都道府県 市町村			児童 福祉 施設 ・ 指 定 医 療 機 関 等	児童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保 健 所	保 健 機 関	学 校 等		里 家 庭 親	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計	
	福祉事務所	児童保健センター	その他							学	幼稚園・教育委員会等						
2年度	520	0	124	23	539	10	2,323	4	1	117	379	17	197	3,038	922	74	168 8,456
3年度	334	0	122	47	526	7	1,988	8	1	103	320	8	190	3,778	1,003	78	159 8,672
4年度	363	4	162	30	642	5	1,793	1	0	63	303	30	198	3,706	817	100	130 8,347
5年度	323	0	273	32	652	10	1,879	2	0	87	468	16	209	3,619	785	73	131 8,559
6年度	495	0	118	34	651	7	1,906	0	0	94	505	22	193	3,598	723	111	146 8,603
男	266	0	66	20	362	3	1,053	0	0	51	201	7	96	2,222	417	48	74 4,886
女	229	0	52	14	289	4	853	0	0	43	304	15	97	1,376	306	63	72 3,717

(5) 相談細目別受理状況

ア 養護相談

養護相談全体に占める「児童虐待」（表中の「虐待」・「養育拒否」・「置き去り」・「棄児」をいう。）の割合は 55.1% (2,470 件) と、全体の半数以上を占めている。

表5-1 養護相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	相 談											
	父 家 出	母 家 出	父 母 離 婚	父 母 死 亡	父 母 傷 病 含 む	家 族 傷 病 含 む	父 母 受 刑 ・ 拘 留	父 母 心 身 障 が い	父 母 就 労	家 庭 不 和	置 き 去 り	棄 児
2年度	1	3	1	11	186	6	24	8	20	185	2	0
3年度	2	0	9	5	192	10	16	29	22	209	3	0
4年度	0	6	6	16	167	3	14	22	29	213	4	0
5年度	0	0	0	14	133	6	1	8	5	151	0	0
6年度	0	2	0	14	144	6	14	4	14	180	5	0

種別 年度	相 談								計
	虐 待	養 育 拒 否	監 護 不 適 當	迷 兒	未 婚 の 母	出 産	そ の 他	入 所 中 経 過	
2年度	2,313	47	200	0	24	33	1,296	678	5,038
3年度	2,214	43	142	0	19	18	995	652	4,580
4年度	2,064	39	122	1	27	14	721	700	4,168
5年度	2,459	56	112	0	31	13	766	650	4,407
6年度	2,394	71	131	2	17	8	743	727	4,476

II 相談業務

イ 障がい相談

障がい相談の受理件数は、令和6年度は2,704件であった。

障がい相談に占める割合は、「知的障がい相談」が1,923件(71.1%)と最も多く、次いで「発達障がい等相談」485件(17.9%)、「肢体不自由相談」257件(9.5%)となっている。

表5-2 障がい相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	肢体不自由相談												小 計	
	本 入 院	親 子 入 院	通 園	筋 萎 縮 症	療 護	援 護	手 帳 ・ 諸 手 当	障 が い サ ー ビ ス	施 設 対 象	中 卒 進 路	入 所 中 經 過	經 過 觀 察	短 期 療 育	
2年度	139	87	0	0	0	2	6	6	5	0	0	0	0	0
3年度	103	109	0	0	0	1	2	8	2	0	0	0	0	0
4年度	140	139	0	0	0	1	1	3	2	0	0	0	0	1
5年度	129	128	0	0	0	1	2	5	3	0	0	0	0	0
6年度	126	121	0	0	0	1	3	3	3	0	0	0	0	257

種別 年度	視聴覚障がい相談			言語発達障がい等相談										小 計
	視 覚 障 が い	聴 覚 障 が い	入 所 中 経 過	小 計	發 達	言 語 障 が い	通 園	手 帳 ・ 諸 手 当	入 所 中 經 過	經 過 觀 察	短 期 療 育	そ の 他		
2年度	1	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	3	10	
3年度	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	
4年度	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	
5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6年度	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3	

※障がい相談については次頁に続く

II 相談業務

種別 年度	重症心身障がい相談													小計
	施設対象	本入院	親子入院	援護	障がいサービス	通園	訪問	手帳・諸手当	中卒進路	入所中経過	経過観察	短期療育	その他	
2年度	20	0	0	0	11	0	0	3	0	0	0	0	2	36
3年度	13	1	0	1	14	0	0	4	0	0	0	0	1	34
4年度	13	0	0	0	9	0	0	7	0	0	0	0	1	31
5年度	16	0	0	0	8	0	0	7	0	1	0	0	2	34
6年度	12	1	2	0	14	0	0	7	0	0	0	0	0	36
種別 年度	知的障がい相談													小計
	施設対象	(重度)	発達	通園	手帳・諸手当	援護	障がいサービス	親子入院	中卒進路	入所中経過	経過観察	短期療育	その他	
2年度	35	0	18	0	1,006	35	74	0	0	2	0	0	9	1,179
3年度	31	0	8	0	1,632	28	74	2	0	7	0	0	4	1,786
4年度	34	0	9	0	1,657	44	58	1	0	4	0	0	8	1,815
5年度	30	0	11	0	1,838	55	86	0	0	4	0	0	4	2,028
6年度	35	0	7	0	1,700	45	129	0	0	0	0	0	7	1,923
種別 年度	発達障がい相談													計
	施設対象	(重度)	通園	発達	手帳・諸手当	援護	障がいサービス	中卒進路	入所中経過	経過観察	短期療育	その他	小計	
2年度	2	0	0	90	215	1	175	0	2	0	0	9	494	1,965
3年度	2	0	0	90	215	1	175	0	2	0	0	9	494	2,546
4年度	0	0	0	72	210	1	184	0	10	0	0	9	486	2,621
5年度	1	0	0	71	152	2	140	0	0	0	0	11	377	2,707
6年度	2	0	0	103	160	6	202	0	4	0	0	8	485	2,704

II 相談業務

ウ 非行相談

「ぐ犯行為等相談」のうち最も多いのは「家出・無断外泊・浮浪」(39件)で、次いで「乱暴・反抗」が20件と続く。「触法行為等相談」では「窃盗」を主訴とする相談が最も多く、31件となっている。

表5-3 非行相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	ぐ犯行為等相談									小計
	虚言 ・ 持出	家出 ・ 無外 ・ 浮浪	乱暴 ・ 反抗	性的 問題	放火 ・ ろう火 ・ 失火	怠 学	その 他	入所 中 経過		
2年度	12	52	26	13	0	0	6	7	116	
3年度	8	54	15	5	0	0	4	5	91	
4年度	6	39	16	10	1	0	3	4	79	
5年度	1	31	16	7	0	0	6	1	62	
6年度	9	39	20	9	0	0	8	1	86	

種別 年度	触法行為等相談								小計
	窃 盜	放 火 ・ ろう 火 ・ 失 火	シン ナ ー ・ ボ ンド	凶 暴 ・ 傷 害 ・ 恐 喝	性 的 問 題	そ の 他	入 所 中 経 過		
2年度	15	0	0	11	6	3	1	36	152
3年度	21	3	0	9	8	10	3	54	145
4年度	24	1	0	8	6	6	2	47	126
5年度	17	2	0	10	7	6	1	43	105
6年度	31	0	0	12	9	16	1	69	155

エ 育成相談

細目別に見ると、「性格行動相談」が最も多く、なかでも「行動上の問題」が244件であり、落ち着きがない、友達とうまく遊べないなどの対人関係の問題や、家庭内暴力などの問題を抱える子どもが多い。これらの相談の子どもの中には、発達障がいの傾向が見受けられる場合もある。

表5-4 育成相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	性 格 行 動 相 談					不 登 校 相 談			適性相談						
	精神 身 体 的 問 題	行 動 上 の 問 題	そ の 他	入 所 中 経 過	小 計	不 登 校	そ の 他	入 所 中 経 過	小 計	進 路 相 談	学 業 不 振	適 性	そ の 他	入 所 中 経 過	小 計
2年度	11	330	10	27	378	34	2	0	36	0	0	0	0	0	0
3年度	12	311	4	30	357	37	3	1	41	0	0	1	0	0	1
4年度	9	248	7	7	271	34	2	0	36	0	0	1	0	0	1
5年度	8	252	5	9	274	22	0	0	22	0	0	0	0	0	0
6年度	13	244	3	8	268	24	0	0	24	0	0	0	0	0	0

種別 年度	育 児 ・ し つ け 相 談					計
	育 児	経 過 観 察	そ の 他	入 所 中 経 過	小 計	
2年度	12	0	6	0	18	432
3年度	14	0	0	0	14	413
4年度	9	0	1	0	10	318
5年度	11	0	0	0	11	307
6年度	9	0	0	0	9	301

4. 児童虐待の状況

児童虐待は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳未満）の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為であり、児童の人権侵害に当たるものである。児童虐待の防止等に関する法律第2条により、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（養育の怠慢・拒否等）・心理的虐待の4つに分類・定義されている。

札幌市児童相談所における令和6年度の児童虐待認定件数は2,470件で、前年度（2,627件）に比べて6.0%減少している。

（1）虐待の内容

虐待の内容別では、令和6年度は心理的虐待が最も多く、全体の52.1%を占める。以下、身体的虐待26.1%、ネグレクト20.2%、性的虐待1.6%となっており、内容別構成比は前年度に引き続き、心理的虐待が突出している。

（単位：人）

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
4年度	520 23%	24 1%	444 19.9%	1,241 56%	2,229 100%
5年度	663 25.2%	39 1.5%	576 21.9%	1,349 51.4%	2,627 100%
6年度	645 26.1%	40 1.6%	498 20.2%	1,287 52.1%	2,470 100%

※端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

図1 虐待種別内訳(推移)

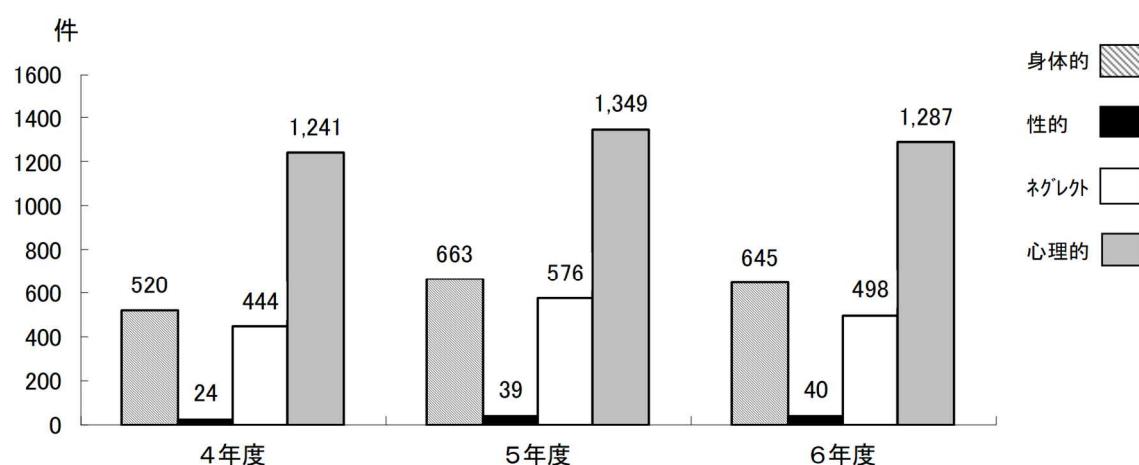
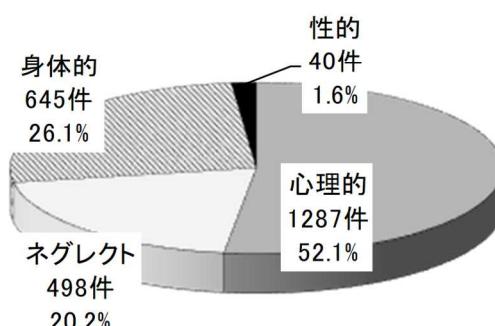


図2 虐待種別内訳(6年度)



(2) 主な虐待者

令和6年度は前年度と比較して、実父による虐待の占める割合が増加している。

(単位：人)

	父		母		その他	合 計
	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親		
4年度	1037 46.5%	200 9.0%	924 41.5%	8 0.4%	60 2.7%	2,229 100%
5年度	1,060 40.4%	228 8.7%	1,266 48.2%	17 0.6%	56 2.1%	2,627 100%
6年度	1,068 43.2%	153 6.2%	1,154 46.7%	19 0.8%	76 3.1%	2,470 100%

※端数処理をしているため、内訳の合計は100%とならない場合がある。

図3 主な虐待者内訳(6年度)

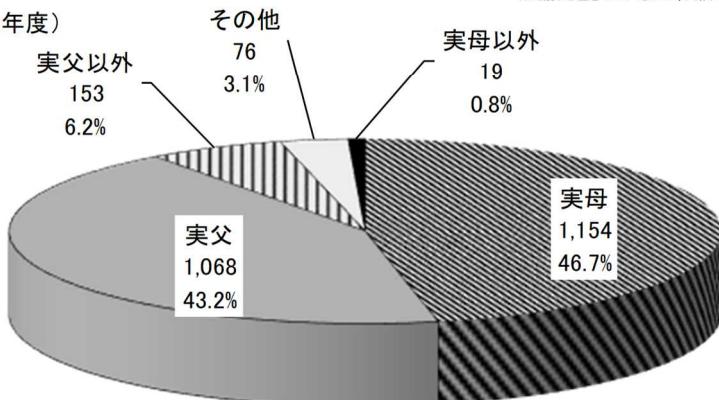
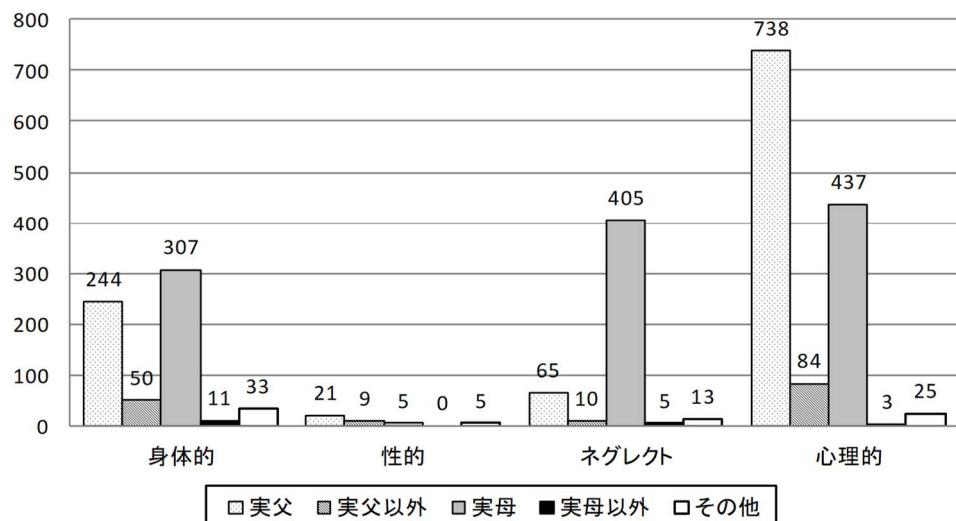


図4 主たる虐待者と虐待種別内訳(6年度)



主たる虐待者別に令和6年度の虐待種別をみると、心理的虐待は実父によるものが738件と最も多く、ネグレクトは実母によるものが405件と最も多かった。

II 相談業務

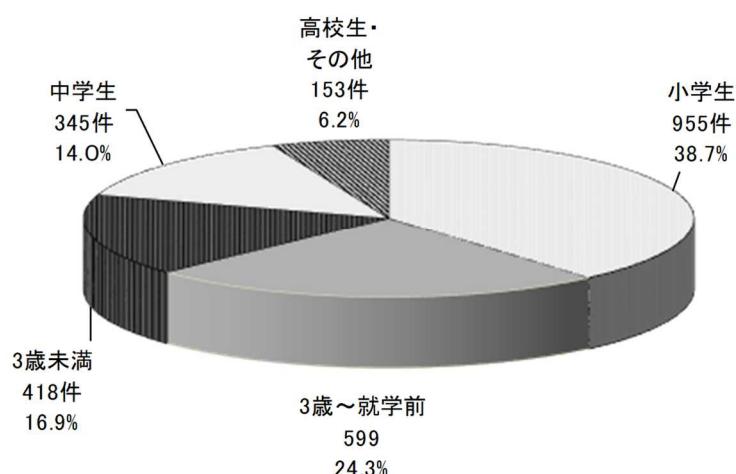
(3) 被虐待児の年齢構成

「小学生」の割合が最も高くなっているが、「3歳未満」と「3歳～就学前」を合計した未就学児の件数は多くなっており、引き続き未就学児童の割合が4割を超えていている。

	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他	合計
4年度	340 15.3%	602 27.0%	754 33.8%	331 14.8%	202 9.1%	2,229 100%
5年度	378 14.4%	693 26.4%	943 35.9%	386 14.7%	227 8.6%	2,627 100%
6年度	418 16.9%	599 24.3%	955 38.7%	345 14.0%	153 6.2%	2,470 100%

※端数処理をしているため、内訳の合計は100%とならない場合がある。

図5 被虐待児の年齢構成と虐待種別内訳(6年度)

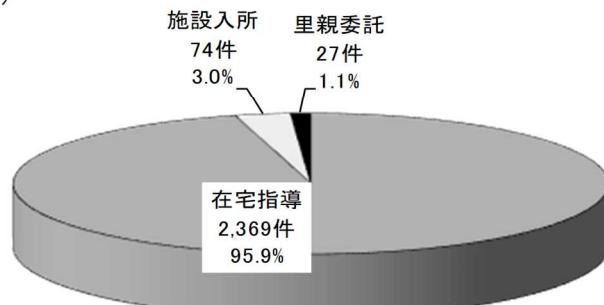


(4) 処遇種別

令和6年度の処遇別では、在宅指導が2,369件と最も多い。在宅指導には児童福祉司指導、継続指導、助言指導等が含まれる。

	在宅指導	施設入所	里親委託	合計	左記処遇のうち、一時保護所入所者数（内委託分）
4年度	2,166	37	26	2,229	360 (188)
5年度	2,504	85	38	2,627	388 (209)
6年度	2,369	74	27	2,470	386 (218)

図6 処遇種別内訳(6年度)



(5) 通告・相談経路別認定件数

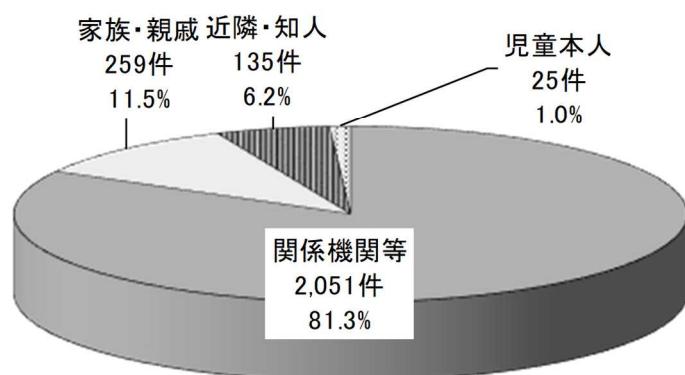
通告・相談経路別では、警察をはじめとする関係機関からを経路とするものが最も多く、全体の8割以上を占めている。

(単位：人)

		4年度	割合	5年度	割合	6年度	割合	
家族	虐待者本人	父親	32	1.4%	28	1.1%	26	1.1%
		母親	150	6.7%	132	5.0%	133	5.4%
		その他	1	0.0%	2	0.1%	0	0.0%
	虐待者以外	父親	12	0.5%	24	0.9%	18	0.7%
		母親	48	2.2%	34	1.3%	24	1.0%
		その他	12	0.5%	28	1.1%	19	0.8%
親 戚		30	1.3%	34	1.3%	39	1.6%	
児童本人		32	1.4%	25	1.0%	25	1.0%	
近隣・知人		113	5.1%	158	6.0%	135	5.5%	
福祉事務所・児童委員等		107	4.8%	110	4.2%	141	5.7%	
保健センター		41	1.8%	67	2.6%	42	1.7%	
保育所・児童福祉施設等		69	3.1%	116	4.4%	112	4.5%	
医療機関等		15	0.7%	42	1.6%	45	1.8%	
学校等		124	5.6%	291	11.1%	294	11.9%	
警察		1,388	62.3%	1,485	56.5%	1,366	55.3%	
その他		55	2.5%	51	1.9%	51	2.1%	
合 計		2,229	100%	2,627	100.0%	2,470	100%	

※端数処理をしているため、内訳の合計は100%とならない場合がある。

図7 通告・相談経路別認定内訳(6年度)



※端数処理をしているため、内訳の合計は100%とならない場合がある。

II 相談業務

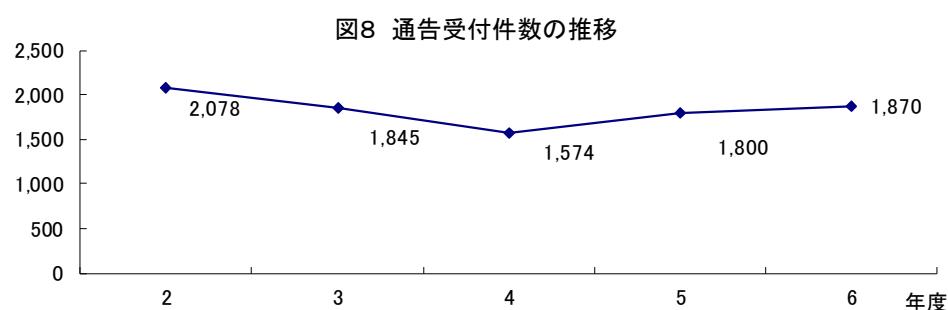
(6) 児童虐待の通告受付件数

ア 通告受付件数

令和6年度における通告受付件数は1,870件であり、前年度からやや増加した。

(単位：世帯)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
通告件数(世帯数)	2,078	1,845	1,574	1,800	1,870
増減率	▲1.0%	▲11.2%	▲14.7%	14.4%	3.9%
通告のうち虐待認定(件)	1,163	1,050	855	1,107	1,099
参考 通告件数(児童数)	3,150	2,668	2,280	2,702	2,621



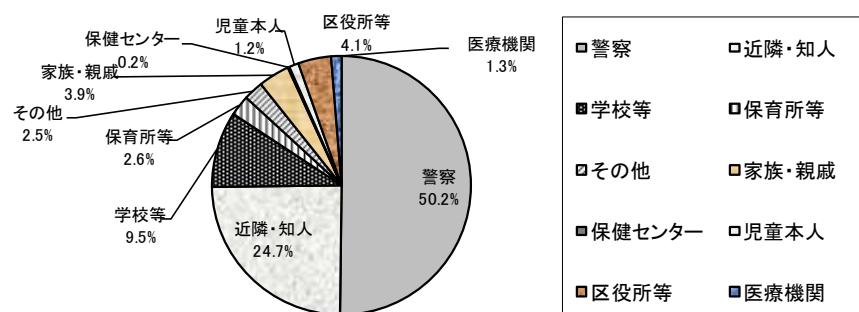
イ 通告経路

通告経路は、令和6年度は警察からのものが938件と最も多く、次に近隣・知人からのものが461件である。この2つの経路で全通告の8割近くを占めている。

(単位：世帯)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
家族	父	13	12	8	19
	母	10	15	11	16
	その他	1	4	6	4
親戚	30	22	14	33	30
児童本人	21	20	17	18	22
近隣・知人	567	564	412	431	461
区役所・児童委員等	44	22	14	8	77
保健センター	4	8	24	34	4
保育所・児童福祉施設等	33	35	47	54	48
医療機関	28	23	10	24	24
学校等	83	119	68	159	177
警察	1,187	958	902	972	938
その他	57	43	41	28	46
合計	2,078	1,845	1,574	1,800	1,870

図9 児童虐待通告経路内訳(6年度)



(7) 子ども安心ホットラインの運営状況

平成23年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を開設した。夜間・休日は専門の電話相談員が常駐するなど、365日24時間体制で運用している。

ア 相談状況（相談種別内訳）

令和6年度中に電話相談員が対応した相談件数は、2,768件。うち、「その他相談」を除いた件数は1,482件である。

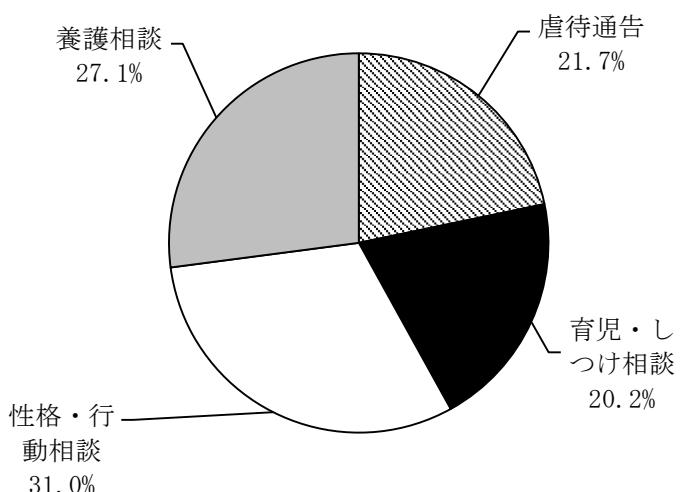
(単位：件)

虐待通告	育児・しつけ	性格・行動	養護相談	その他	合計
322	300	459	401	1,286	2,768

図10は、相談種別のうち、問合せ、苦情、子ども以外の相談等が大半を占める「その他（1,286件）」を除く相談件数1,482件の内訳。

最も多いのは「性格・行動相談」の459件であり、全体の31.0%を占めている。

図10「相談種別」の内訳（令和6年度）



イ 曜日別内訳

1週間のうち、電話相談員が最も多く応じた曜日は土曜日で、次いで日曜日であった。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
件数	219	175	185	163	173	304	263

※その他を除いた相談種別の内訳

ウ 時間帯別内訳

日中時間帯（8時～16時）以外で1,147件対応しており、児童相談所の閉所時間に多くの相談が入っている。

時間帯	0時～4時	4時～8時	8時～12時	12時～16時	16時～20時	20時～24時
件数	96	77	155	180	461	513

※その他を除いた相談種別の内訳

II 相談業務

(8) 児童虐待対応業務の状況

ア 児童虐待の相談・対応体制の強化

(ア) 令和元年10月に、新たに緊急対応担当部長及び緊急対応担当課長を配置し、従来、相談判定課で児童虐待通告に係る初期対応業務を担当していた職員を緊急対応担当課に集約。令和2年度には、休日夜間児童虐待対応支援員を任用し、閉庁時間帯にも虐待通告に対応する体制を整備した。

また、令和6年度からは、北海道警察と課長職の相互派遣を開始し、警察との連携を強化している。

さらに、令和7年度には、東部児童相談所が開設し、緊急対応担当部長が2所を兼務し各所に緊急対応課長を配置した。

(イ) 原則、通告から48時間以内に児童の安全を確認するため、児童家庭支援センターにも初期調査を委託し、閉庁時間帯の体制を補完している。

(ウ) 平成23年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を開設した。夜間・休日は、専門の電話相談員が常駐（平成27年度までは5名、平成28年度は7名、平成29年度から9名体制、令和2年度から11名体制）して365日24時間体制で運用している。

イ 児童虐待関係予防・防止機関等との連携強化

(ア) 札幌市要保護児童対策地域協議会の設置

平成20年3月、従来の札幌市児童虐待予防・防止連絡会議を再編成し、札幌市要保護児童対策地域協議会（平成21年11月までは「札幌市子どもを守るネットワーク会議」の名称）を設置し、令和7年4月現在、50機関・団体で構成。また、設置に先がけ、地域における関係機関の連携及び情報共有を図るため、平成19年10月からおおむね年3回、各区で係長レベルの実務者会議を開催している（平成23年度に「児童虐待対応サポートチーム」を改組し、児童相談所から各区健康・子ども課主催に変更）。

(イ) 各区要保護児童対策地域協議会との連携

平成21年度に各区に要保護児童対策地域協議会を設置し、実務者会議、個別ケース検討会議等を通じて関係機関との連携を図っている。

(ウ) 札幌市オレンジリボン地域協力員の設置

民生委員・児童委員等の各種委員、児童関係機関職員をはじめとした方々を対象に児童虐待に関する研修を行い、受講者を「札幌市オレンジリボン地域協力員」として登録し、児童虐待の発見・通報、情報提供や見守り等の活動を展開している。

新規登録者（研修の受講者）は、令和7年3月末現在で21,608名に上っている。

ウ 児童虐待防止、早期発見・早期対応に向けた啓発活動の強化

こども家庭庁の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間（毎年11月）を中心に普及啓発活動を行っている。

(ア) オレンジリボン地域協力員全体研修会及び出前講座の実施

例年、10月から11月にかけて、民生委員・児童委員の新任者及び未受講者、保育所、学校等の未受講職員などを含めて研修会を開催している。令和6年度は会場にて3回実施及びア

一カイブ配信を行い、合計 199 名の申込があった。

また、一般市民や民間企業の希望者を対象に出前講座形式での研修については、令和 6 年度は 24 回実施し 941 名が参加した。

(イ) 地下鉄車内広告の掲出

令和 6 年 11 月 1 日（金）から 11 月 30 日（土）まで、地下鉄全線全車両の窓上広告欄にステッカー広告を掲出した。

(ウ) 市民団体、札幌市による街頭啓発等

令和 6 年 11 月 1 日（金）に JR 札幌駅西口改札前において札幌市医師会夫人部杏花会、国際ソロプチミストや札幌電気工事業協同組合青年部、札幌キワニスクラブ、札幌リバティライオンズクラブ等ボランティアらとともにオレンジリボン入りの啓発用ティッシュ等を配布した。

各区では、家庭児童相談室が中心となり、11 月に啓発用ティッシュの配布等を実施した。

(エ) オレンジリボン講演会の開催

令和 6 年 11 月 14 日（木）に対面形式で開催し、当日は 97 名が参加。令和 6 年 12 月 20 日（金）まで講演会のアーカイブ配信を行い、視聴回数は 149 回。

(オ) 医師による子ども虐待対応のための説明会の開催

令和 7 年 1 月 21 日（火）、会場にて開催し、100 名が参加した。

(カ) 職員のオレンジリボン着用推進

11 月の児童虐待防止推進キャンペーン期間を中心に着用するよう、区役所等の職員に配布した。

(キ) 児童虐待防止パネル展の実施

令和 6 年 11 月 7 日（木）から 11 月 13 日（水）まで本庁舎 1 階ロビーにて、令和 6 年 11 月 6 日（水）にチ・カ・ホ（札幌駅前通地下広場）憩いの空間において、児童虐待防止を訴えるパネル展を実施した。

(ク) さっぽろテレビ塔のライトアップ

令和 6 年 11 月 1 日（金）18 時～21 時にさっぽろテレビ塔をオレンジ色にライトアップした。

(ケ) 街頭大型ビジョン等を活用した相談機関の案内

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」等の児童虐待に関する札幌市の相談窓口について PR する動画を、チ・カ・ホ（札幌駅前通地下広場）や LED ビジョン（中央区北 4 条西 20 丁目）等において放映した。

(コ) 民間企業と連携した児童虐待を防止する取組の実施

市内郵便局において「189」を周知するステッカーの掲出やオレンジリボン地域協力員活動への協力、NTT 東日本北海道事業部の所有する車両への「189」を周知するステッカーの貼付や動画作成による「189」の周知など、民間企業と連携の上、児童虐待防止に向けた普及啓発を実施した。

II 相談業務

5. 処遇の内容

種 別	内 容
面接指導	助言指導 1回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供を行うこと。
	継続指導 複雑困難な問題を抱える児童・保護者を通所させ、あるいは必要に応じて訪問等の方法により、継続的に心理療法やカウンセリング等、専門的な指導を行うこと。
	他機関あっせん 当所で相談・指導を行うより、他の児童相談所、福祉事務所、保健所、病院、教育相談所等の他機関に相談した方が良いケースを、該当機関に移管、あっせん、紹介すること。
児童福祉司指導	非行児や不登校児等で問題が複雑な家庭環境に起因し、長期にわたる継続的な指導を必要とする場合で、児童福祉司が、福祉事務所、児童委員その他関係機関と連携して、家庭や学校等を訪問し、環境整備を行うなど、専門的な指導を行うこと。
児童委員指導	非行・養護相談等において、問題が家庭環境にあり、比較的軽度のケースの指導を各地域の児童委員が行うこと。
児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等を行うこと。
訓戒・誓約	児童または保護者に注意を喚起することで、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、必要に応じて誓約書を提出させること。
児童福祉施設入所	家庭養護のできない児童や心身障がいのある児童等を児童福祉施設に入所させて必要な指導、療育訓練等を行うこと。
指定医療機関委託	厚生労働大臣の指定医療機関に、進行性筋萎縮症児・重症心身障がい児の療養を委託すること。
里親・ファミリーホーム委託	里親として登録された人又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に、児童の養育を委託すること。
市町村送致 福祉事務所送致 (社会福祉主事又は 知的障害者福祉司の 指導を含む) 市町村長等報告・告知	児童及び妊産婦の福祉に関し情報提供や相談等を市町村長が行う必要がある場合、福祉事務所に配置される知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当である場合、保育の利用等が適当な場合に、それぞれ送致または報告・通知すること。
家庭裁判所送致	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致すること。
その他	施設入所措置延長、迷児、指導打ち切り等上記以外の処理によるもの。

6. 相談処理状況

表1 令和6年度相談種類別対応件数

		対応件数(前年度の繰越分を含む)														前年度の繰越(再掲)						
		面接指導						児童福祉施設						未対応件数(年度末現在)		前年度の繰越(再掲)						
区分	助言指導	他機関あせん		児童委員指導		児童福祉司指導		市町村指導委託		市町村指導委託		市町村指導委託		里親・ファミリーコミニティ登録		指定医療機関委託		自立援助システム委託措置		障がい児入所施設等への約り		
		面接	指導	児童	委員	指導	福祉	市町	村	市町	村	市町	村	通所	施設	通所	施設	自立援助システム委託措置	障がい児入所施設等への約り			
養護相談	3,112	802	3	128	0	16	2	0	4	0	95	0	1	0	70	47	0	0	196	4,476	0	0
児童虐待相談	1,864	319	0	120	0	4	1	0	4	0	55	0	1	0	27	13	0	0	62	2,470	0	0
その他の相談	1,248	483	3	8	0	12	1	0	0	0	40	0	0	0	43	34	0	0	134	2,006	0	0
保健相談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
障がい相談	2,376	4	0	0	0	0	0	0	0	108	0	0	0	0	0	0	0	0	194	22	2,704	0
肢体不自由相談	92	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	161	3	257	0
視聽覚障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語器達障がい等相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
重症心身障がい相談	24	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	2	36	2
知的障がい相談	1,800	1	0	0	0	0	0	0	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	13	1,923	2
発達障がい相談	457	3	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	485	0
非行相談	85	43	1	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0	20	155	0	0
ぐるり行為等相談	38	34	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	8	86	0	0
触法行為等相談	47	9	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	69	0	0
育成相談	133	145	0	0	1	0	0	0	0	6	0	0	1	10	0	0	5	301	0	0	0	0
性格行動相談	119	127	0	0	1	0	0	0	0	6	0	0	1	10	0	0	4	268	0	0	0	0
不登校相談	11	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0
適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育児・しつけ相談	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0
その他相談	23	7	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	924	966	0	0
合計	5,729	1,002	15	130	0	17	2	0	112	1	0	103	0	1	71	59	0	194	1,167	8,603	0	0

表2 年度別・区別対応件数

種別 年度 及 び 区 別	面接指導		児童委員指導		児童家庭支援センター指導		市町村指導		市町村指導		児童福祉司指導		児童指導		保健福祉部送致又は通知（主に社会福祉司・指導者）		市町村指導		市町村指導		児童養護施設		医療型障害児入所施設		児童心理治療施設		児童心理治療施設		中計		指定医療機関委託		自立援助本部委託措置		利害児入所契設等約の他		障害児入所契設等約の他		合計	
	助言	継続指導	他機関あせん	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導		
2年度	4,930	1,226	5	233	0	29	1	3	68	5	13	85	7	3	5	6	119	3	3	122	0	58	23	4	272	1,477	8,456													
3年度	5,317	1,166	6	211	0	37	1	0	83	6	20	81	16	1	3	2	123	0	0	123	0	70	34	5	231	1,382	8,672													
4年度	5,161	893	9	213	0	40	2	0	84	1	13	53	11	2	2	4	85	0	0	85	0	64	30	2	285	1,468	8,586													
5年度	5,573	886	7	153	1	13	1	1	110	1	21	81	15	1	2	3	123	0	0	123	0	72	26	3	269	1,308	8,547													
6年度	5,729	1,002	15	130	0	17	2	0	112	1	19	56	15	2	4	7	103	1	1	104	0	71	59	0	194	1,167	8,603													
中央区	729	174	2	23	0	0	0	0	11	0	7	6	1	1	0	0	15	0	0	15	0	15	0	13	12	0	30	162	1,171											
北区	865	145	0	25	0	6	0	0	15	0	1	9	1	0	1	2	14	0	0	14	0	11	6	0	27	145	1,259													
東区	905	145	0	20	0	1	0	0	14	0	2	5	2	0	1	2	12	0	0	12	0	10	6	0	23	187	1,323													
白石区	783	131	0	11	0	0	0	0	21	0	3	12	4	1	0	0	20	0	0	20	0	13	4	0	10	171	1,164													
厚別区	243	38	3	5	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	4	4	0	4	4	42	348												
豊平区	600	97	0	6	0	0	0	0	6	1	3	5	0	0	1	1	10	0	0	10	0	7	6	0	22	143	898													
清田区	256	27	0	3	0	0	0	0	7	0	0	2	2	0	0	0	4	0	0	4	0	1	3	0	7	30	338													
南区	329	53	0	11	0	1	0	11	0	1	1	3	0	0	0	5	1	1	6	0	2	4	0	19	96	532														
西区	605	121	0	21	0	5	1	0	9	0	0	8	0	0	2	10	0	0	10	0	6	5	0	16	119	918														
手稻区	387	54	0	4	0	5	0	0	14	0	2	6	1	0	1	0	0	10	0	0	3	6	0	36	58	577														
管外	27	17	10	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	1	3	0	0	14	75															

II 相談業務

措置停止・措置中等の調査・診断・指導

(単位：件)

区分	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	22	1,566
指定医療機関 身体障害者更生援護施設 知的障害者援護施設	0	0
里親	11	1,052

養護相談の理由別処理件数

(養護相談の理由)

(単位：件)

区分	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を含む)	家族環境		その他	合計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	3	0	8	75	20	6	112
里親	0	3	0	9	38	17	4	71
面接指導	0	6	0	116	2,410	178	1,237	3,947
その他	0	2	0	6	104	23	142	277

(親権・後見人関係)

区分	法第28条第1項 第1号・第2号 による措置	法第28条第2項 による措置	親権喪失審判 の請求	親権停止審判 の請求
請求件数	1	0	0	0
承認件数	1	0	0	0

区分	管理権喪失審判 取消しの請求	親権喪失審判 取消しの請求	親権停止審判取 消しの請求	管理権喪失審判 取消しの請求
請求件数	0	0	0	0
承認件数	0	0	0	0

区分	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	1	0
承認件数	2	0

II 相談業務

7. 家族支援事業

本事業は子どもの問題行動への対応に保護者が困っている場合や、保護者が子どもを虐待した場合等に、それぞれの子どもに合わせた関わり方を学ぶプログラムや、子どもとの関係性を改善するためのプログラムを提供することで、子どもの問題行動の改善や虐待予防を図ることを目的としている。

令和6年度は、24世帯35名に対して家族支援プログラムを実施し、世帯数は前年度の2倍以上に増加している。これは、令和2年度に事業見直しを行い、その後、実施者養成研修や実践報告等の開催を継続し、家族支援プログラムを拡充し、実施体制が整ったことから、改めて対象世帯への周知をはかったことで実施回数も大幅に増加したもの。

家族支援プログラム実施数

	世帯数	実人数	実施回数
令和3年度	7世帯	9人	16回
令和4年度	10世帯	14人	18回
令和5年度	9世帯	12人	20回
令和6年度	24世帯	35人	58回

8. メンタルフレンド事業 ✨✨✨✨✨✨✨✨

この事業は、平成3年4月に厚生省が定めた「ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」の一つである「ふれあい心の友訪問援助事業」として、平成9年7月から実施しているものであり、さまざまな社会的不適応を示し、家庭にひきこもりがちな児童等を対象に、児童相談所が行う訪問指導の一環として行っている。

児童との遊びやふれあいの中で、その児童の自主性や社会性などの伸長を援助することをねらいとしている。児童の兄又は姉の世代に相当するボランティア学生を「メンタルフレンド」としておおむね週1回派遣することとしている。

令和6年度実施状況

メンタルフレンド登録者数	派遣対象児童数	派遣回数
19名 (内訳) 天使大学 1名 札幌国際大学 1名 札幌学院大学 14名 北海道大学 2名 北海道医療大学 1名	9名	延べ195回

9. 里親・里子の状況

(1) 里親制度の意義

児童憲章には、「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」と定められているが、児童福祉法では、社会が家庭に替わる養育環境を与える「社会的養護」の具体的担い手として、児童福祉施設と並び里親制度を用意している。

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童を、登録を受けた里親が自宅で養育し、児童の健全な育成を図るものであり、養育里親・養子縁組里親・専門里親・親族里親の4種類がある。

わが国における近年の社会的養護体制の方向性は「より家庭的な環境での養育」であるが、里親委託はこの方向性に合致した処遇であり、特に人間形成の基盤が確立する乳幼児期に有効な養育形態であると言われている。

(2) 里親・里子の現状

札幌市の里親登録数は、令和6年度末で479組である。その内、委託里親数は147組で委託率では30.7%である。また、里親等への委託児童数（後述のファミリーホームへの委託数を含む。）は令和6年度末で295人である。同時点の乳児院・児童養護施設への入所児童数は407人であり、措置に占める里親等委託率は42.0%となっている。

(3) 里親制度の拡充

国において平成21年4月の制度改正により、里親の種類の整理や里親手当の増額がなされ、「里親支援機関事業」として里親制度の普及促進・里親委託の推進支援事業が総合的に実施されている。

札幌市においても、里親制度普及促進事業（里親フォーラムの開催、里親研修開催など）および里親訪問等支援事業（里親家庭訪問支援など）を実施するほか、市内の乳児院及び児童養護施設に里親支援ソーシャルワーカーを設置し、更なる制度拡充や委託の推進・安定化を図っている。

また、札幌市の登録里親で組織している「特定非営利活動法人札幌市里親会」の活動を支援し、里親間の自助活動に協力している。この里親会では、研修事業（新規里親・合同）・優良里親の表彰等事業など、里親による自助活動・自主的活動の促進に努めている。

さらに、平成30年度から、家庭養護の質の確保と里親委託の更なる拡大を図ることを目的に、札幌市里親トレーニング等事業を開始した。事業内容は毎年レベルアップしており、令和4年度からは、里親のリクルート、研修及び訪問支援等を包括的に実施するフォスタリング事業として市内社会福祉法人への委託を開始。また、令和7年度には里親支援センターを1か所新設し、フォスタリング機関2か所と合わせた支援体制を整備している。

なお、一定以上の養育経験を持つ里親等を養育者として、自宅で5～6人の子どもを養育する「小規模住居型児童養育事業（通称ファミリーホーム）」事業が平成21年から開始されている。里親同様、家庭養護の一形態ながら、里親と施設の中間的な性格を持つ制度であり、令和6年度末で本市内に17事業所が設置され、88人の児童が入所している。

II 相談業務

表1 里親・里子の推移

年度区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録里親世帯数	301	330	411	452	479
養育里親（専門里親兼務を除く）	224	249	320	352	375
養育里親（専門里親兼務）	29	27	28	32	31
養子縁組里親	37	42	50	55	56
親族里親	11	12	13	13	17
委託里親世帯数（※）	130	135	140	151	150
札幌児相からの里親委託	124	130	135	146	139
他児相からの里親委託	8	5	8	7	11
委託児童数	173	186	194	206	207
市内里親への委託	160	169	175	187	188
市外里親への委託	13	17	19	19	19

※他の児童相談所からも同じ里親に委託していることがあるため合計数は一致しない

表2 里子の委託・解除の推移

(単位: 人)

年度区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規委託	58	70	61	72	81
里親	45	48	44	49	56
アドリーホーム	13	22	17	23	25
委託解除	50	52	38	53	61
家庭復帰	11	11	12	20	10
養子縁組	6	13	6	5	12
満年齢	4	4	3	9	7
就職	3	4	3	3	6
措置変更	19	19	9	12	24
その他	7	1	5	4	2

II 相談業務

表3 里親に委託されている児童の状況

(単位: 人)

区分	新規又は措置変更により委託された児童数				措置を解除又は変更された児童数										年度末現在委託児童数		
	児童福祉施設から受託	家庭からの他	合計	保護の必要がなくなり	解除					変更							
					養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	合計	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他の	合計		
里親に委託された児童	4	36	16	56	6	13	7	0	0	2	2	30	6	10	0	16	207
ファミリーホームに委託された児童	4	15	6	25	4	0	0	0	0	4	0	8	2	6	0	8	88

(単位: 人)

区分	年齢級別委託児童数						
	0歳	1~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	合計	
里親に委託されている児童	男	3	33	36	17	14	103
	女	2	41	18	24	19	104
ファミリーホームに委託されている児童	男	0	10	18	11	11	50
	女	0	7	12	7	12	38

10. 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っている。

より身近な地域の中で、子育て中の地域住民が気軽に相談できる重要な窓口となっており、問題が深刻化する前に対応できることから虐待などの防止にもつながっている。

現在、市内には興正こども家庭支援センター（北区）、羊ヶ丘児童家庭支援センター（豊平区）、札幌南こども家庭支援センター（南区）、札幌乳児院児童家庭支援センター（白石区）、はくよう児童家庭支援センター（西区）、なんそうえん子ども家庭支援センター（中央区）の6か所がある。

夜間・休日における児童虐待通告等への初期調査業務について、令和2年度から継続して、興正こども家庭支援センター1か所に委託しており、令和6年度の委託件数は年間28件となった。令和6年度も引き続き興正こども家庭支援センター1か所に委託している。

種別 相談援助形態	養護相談			保健相談	非行相談			育成相談					子どもの対人関係相談	D V 相談	その他の相談	合計
	虐待相談	養護相談	小計		心身障害相談	ぐ犯行行為等相談	触法行為等相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談	養育相談				

興正こども家庭支援センター（平成12年4月設置）

電話相談	237	925	1,162	2	11	0	0	0	163	63	3	639	868	1	0	12	2,056
来所相談	81	215	296	0	2	0	0	0	66	39	4	163	272	0	0	6	576
訪問相談	32	45	77	0	0	0	0	1	48	24	0	66	138	0	0	0	216
心理療法等	0	31	31	0	0	0	0	0	4	0	0	39	43	0	0	0	74
メール相談	24	52	76	0	2	0	0	0	127	41	0	73	241	0	0	1	320
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	374	1,268	1,642	2	15	0	1	1	408	167	7	980	1,562	1	0	19	3,242

羊ヶ丘児童家庭支援センター（平成17年4月設置）

電話相談	11	672	683	15	9	1	0	1	35	31	7	17	90	12	1	397	1,208
来所相談	2	135	137	0	1	0	0	0	2	14	0	6	22	2	0	0	162
訪問相談	0	3	3	1	0	0	0	0	1	0	0	3	4	0	0	0	8
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1
メール相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	24	0	0	5	29
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
小計	13	812	825	16	10	1	0	1	38	46	7	50	141	14	1	402	1,410

札幌南こども家庭支援センター（平成22年4月設置）

電話相談	3	589	592	0	0	0	0	0	6	5	0	49	60	0	0	73	725
来所相談	0	208	208	0	0	0	0	0	4	0	0	20	24	0	0	1	233
訪問相談	2	5	7	0	0	0	0	0	4	0	0	11	15	0	0	20	42
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メール相談	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	11	12
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	5	802	807	0	0	0	0	0	15	5	0	80	100	0	0	105	1,012

II 相談業務

種別 相談援助形態	養護相談			保健 心身障害相談	非行相談			育成相談					子どもの対人関係相談	D V 相談	その他の相談	合計
	虐待相談	養護相談	小計		ぐるみ犯行等相談	触法行為等相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談	養育相談	小計				

札幌乳児院児童家庭支援センター（平成23年1月設置）

電話相談	25	878	904	11	0	1	0	1	14	5	6	130	155	0	0	3	1,073
来所相談	6	57	63	0	0	0	0	0	4	6	0	21	31	0	0	0	94
訪問相談	15	156	171	1	0	0	0	0	1	0	4	24	29	0	0	0	201
心理療法等	0	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0	8	8	0	0	0	12
メール相談	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
小計	47	1,106	1,153	13	0	1	0	1	19	11	10	183	223	0	0	3	1,392

はくよう児童家庭支援センター（令和3年4月設置）

電話相談	62	796	858	0	126	0	0	0	9	94	0	47	150	0	2	98	1,234
来所相談	1	4	5	0	2	0	0	0	4	16	0	2	22	0	0	1	30
訪問相談	0	42	42	0	55	0	0	0	4	26	0	32	62	0	0	9	168
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メール相談	0	19	19	0	8	0	0	0	0	3	0	3	6	0	0	36	69
手紙相談	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	63	862	925	0	191	0	0	0	17	139	0	84	240	0	2	144	1,502

なんそうえん児童家庭支援センター（令和5年4月設置）

電話相談	23	529	552	13	24	2	0	2	79	20	0	8	107	0	0	147	845
来所相談	0	124	124	12	1	0	0	0	193	1	0	3	197	0	0	27	361
訪問相談	6	24	30	2	1	1	0	1	16	10	0	0	26	0	0	16	76
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0	200	0	0	0	200
メール相談	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	3	5
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	29	677	706	27	26	3	0	3	490	31	0	11	532	0	0	193	1,487
合計	531	5,527	6,058	58	242	5	1	6	987	399	24	1,388	2,798	15	3	866	10,045